

クスリのアオキ綾川店 (No.1342)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月30日 香川県知事 池田 豊人

1 意見の対象となった届出に係る公告

令和7年2月13日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ綾川店
綾歌郡綾川町萱原496番地 外

3 法第8条第1項の規定により綾川町から聴取した意見の概要

(意見の概要)

- ・ 隣接する国道及び町道は児童・生徒の通学路になっている。工事期間中、児童・生徒の登下校が考えられるので、ガードマン等を配置して交通安全対策に万全を期すこと。また、休日についても学童・児童が入れないように対策をお願いする。
- ・ 工事期間中の騒音、煙、臭い等、工事にあたって周辺住民に迷惑をかけないように十分注意して施工すること。また、問題が生じた時は事業者で処理すること。
- ・ 事業活動にあっては、環境関係諸法令を遵守し環境保全に留意すること。
- ・ 事業系ごみ（産業廃棄物を含む）は適切に処理すること。
- ・ 火災に備え、消防水利に十分配慮した開発を行うこと。
- ・ 町道区域内で行う工事については事前に建設課と協議し、許可を得ること。
- ・ 工事施工にあたっては、現場及び周辺の安全対策及び美化に努めること。
- ・ 当該地は都市計画区域内であり、1,000㎡以上の開発行為をする場合は許可を受ける必要があるため、事前に建設課と協議し、手続きを行うこと。
- ・ 当該値は下水道認可区域内であるため、汚水処理を行う場合は建設課と協議し、速やかに公共下水道へ接続し排水すること。また、協議終了後、速やかに公共下水道への接続協定書による協定を行い、内容を遵守すること。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 綾川町経済課
縦覧期間： 令和7年6月30日から令和7年7月30日まで